一　地域再生計画の作成主体の名称　岩手県九戸郡軽米町
二　地域再生計画の名称　わ　かるまい　地域ぐるみ　いきいき子育て支援プロジェクト
三　地域再生計画の区域の範囲　岩手県九戸郡軽米町の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例（五の五②）

○内閣府告示第六号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年十一月二十九日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年一月五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　東松島市
二　地域再生計画の名称　子ども・子育て応援プロジェクト
三　地域再生計画の区域の範囲　東松島市の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例（五の五②）

○内閣府告示第七号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年十一月二十九日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年一月五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　秋田県
二　地域再生計画の名称　世界遺産白神山地の保全を通じて「高質な田舎」を実現するプロジェクト
三　地域再生計画の区域の範囲　秋田県の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例（五の五②）

○内閣府告示第八号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年十一月二十九日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年一月五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　秋田県
二　地域再生計画の名称　秋田の里地里山を守り継ぐプロジェクト
三　地域再生計画の区域の範囲　秋田県の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例（五の五②）

○内閣府告示第九号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年十一月二十九日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年一月五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　酒田市
二　地域再生計画の名称　東北公益文科大学生酒田定着プロジェクト
三　地域再生計画の区域の範囲　酒田市の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例（五の五②）

○内閣府告示第十号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年十一月二十九日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年一月五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　福島県
二　地域再生計画の名称　新生Ｊヴィレッジによる地方創生推進プロジェクト
三　地域再生計画の区域の範囲　福島県の区域の一部（双葉郡楢葉町山田岡地区及び広野町下北迫地区）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例（五の五②）

○内閣府告示第十一号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年十一月二十九日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年一月五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　福島県双葉郡浪江町
二　地域再生計画の名称　憩いのエリア再生プロジェクト
三　地域再生計画の区域の範囲　福島県双葉郡浪江町の区域の一部（高瀬地区）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例（五の五②）

○内閣府告示第十二号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年十一月二十九日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年一月五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　潮来市
二　地域再生計画の名称　河岸跡を活用したまちづくり
三　地域再生計画の区域の範囲　潮来市の区域の一部（潮来市潮来四丁目及び五丁目地区）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例（五の五②）

○内閣府告示第十三号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年十一月二十九日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年一月五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　行方市
二　地域再生計画の名称　行方市情報発信日本一プロジェクト
三　地域再生計画の区域の範囲　行方市の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例（五の五②）

○内閣府告示第十四号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年十一月二十九日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年一月五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　茨城県猿島郡境町
二　地域再生計画の名称　「河岸のまちさかい」復興プロジェクト～「エコカル（環境・歴史文化）・ディストリクト」構築事業～
三　地域再生計画の区域の範囲　茨城県猿島郡境町の全域